



令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災された方々を支援するため、以下のとおり義援金の受付を実施しています。

お寄せいただいた義援金は、被災地県に設置される義援金配分委員会に全額送金され、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

皆さまのご支援をよろしく申し上げます。

- 募集期限 令和6年12月27日（金）まで
- 受付方法 窓口受付
- 受付場所 日本赤十字社北海道支部後志地区留寿都分区
（留寿都村役場保健医療課）

●税制上の取扱いについて

○個人について

所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。

○法人について

法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

※ご希望の方には受領証を発行しますのでお申し出ください。

【お問合せ先】

日本赤十字社北海道支部後志地区留寿都分区（留寿都村役場保健医療課）

電話：0136-46-3131

